

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち 草地林地一体的利用総合整備事業（拡充）

【12, 131（14, 390）百万円の内数】

対策のポイント

沖縄・奄美地域において、本事業の実施を促進するため、補助率を新たに設定します。

（本事業の趣旨）

本事業は、中山間地域等において、未利用地の林地と草地等農用地を一体的な土地利用体系に再編し、畜産的活用を促進するための飼料生産基盤等の整備を支援します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

＜内容＞

1 事業内容

（1）事業内容

事業実施計画策定事業、基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業

（2）採択要件

- ① 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域
- ② 酪肉近代化計画を策定している市町村
- ③ 家畜飼養頭数がおおむね1, 000頭以上（肥育豚換算）
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - ア 林野率が75%以上等
 - イ 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積が1/2以上
 - ウ 田の面積のうち勾配が1/2以上以上の土地にある面積が1/2以上
 - エ 積算温度が著しく低く、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等
 - オ 耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想に耕作放棄地対策を定めている市町村
- ⑤ 草地、林地等の受益面積がおおむね30ha以上であること等

【補助率：55%（離島60%、沖縄75%、奄美70%）】

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））〕